

平成23年7月8日から平成23年11月30日まで

- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第833号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成23年12月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 日時
平成23年12月26日(月) 午前10時
- 2 場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁 議会棟501号会議室
- 3 被聴聞者
- (1) 商号
中村商事
- (2) 代表者氏名
中村達雄
- (3) 主たる事務所の所在地
上田市秋和488番21
- (4) 免許証番号
長野県知事(9)第2395号
- (5) 免許年月日
平成21年3月16日

建築指導課

長野県告示第834号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成23年12月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 日時
平成23年12月26日(月) 午後2時
- 2 場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁 議会棟501号会議室
- 3 被聴聞者
- (1) 商号
株式会社岡田商事
- (2) 代表者氏名
岡田邦宏
- (3) 主たる事務所の所在地
上田市中央西二丁目6番7号

- (4) 免許証番号
長野県知事(5)第4038号
- (5) 免許年月日
平成23年9月24日

建築指導課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年12月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人上田市民エネルギー
- 3 代表者の氏名
藤川まゆみ
- 4 主たる事務所の所在地
上田市中央4丁目3番10号メゾン丸堀201号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、自然エネルギーや省エネルギーの普及に関する事業を行い、環境問題の解決と全国の地域における経済活動の発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成23年12月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る役務の名称
児童相談システム開発業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県健康福祉部こども・家庭課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成23年11月21日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社日立中国ソリューションズ・有限会社京都
情報化支援事務所共同企業グループ
(2) 所在地 広島県広島市中区八丁堀3番33号
- 5 落札金額
18,175,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成23年10月20日

こども・家庭課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年12月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
小布施ショッピングパーク
上高井郡小布施町大字中松570-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
株式会社コメリ
新潟県新潟市南区清水4501-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
株式会社コメリ
新潟県新潟市南区清水4501-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年7月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,233平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 255台
 - (2) 駐輪場の収容台数 60台
 - (3) 荷さばき施設の面積 313平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 125立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時 但し、年間5日以内 午前8時	午後8時
株式会社コメリ	午前9時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで 但し、年間5日以内 午前7時30分から午後8時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
6か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後9時まで

- 8 届出年月日
平成23年11月17日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成23年12月12日から平成24年4月12日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月12日

長野県企業局上田水道管理事務所長

高橋幸男

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品及び数量
分光光度計 一式
 - (2) 物品の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成24年3月1日から平成29年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 借入場所
上田市大字諏訪形613
長野県企業局上田水道管理事務所
 - (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市大字諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所 業務課

電話 0268(22)2110

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年12月26日(月) 午後2時

イ 場所 上田市大字諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所 大会議室

(3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年12月20日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野

県企業局上田水道管理事務所長はこの契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

企業局